

(仮称)奈良県環境総合計画(2021—2025)

概要版

目次

I	計画の基本的事項	1
II	社会情勢の変化と環境との関わり	2
III	計画の基本理念と施策体系（7本柱）	7
IV	重点プロジェクト	11
V	施策・事業の展開	16
VI	計画の進行管理	24
資料編		25

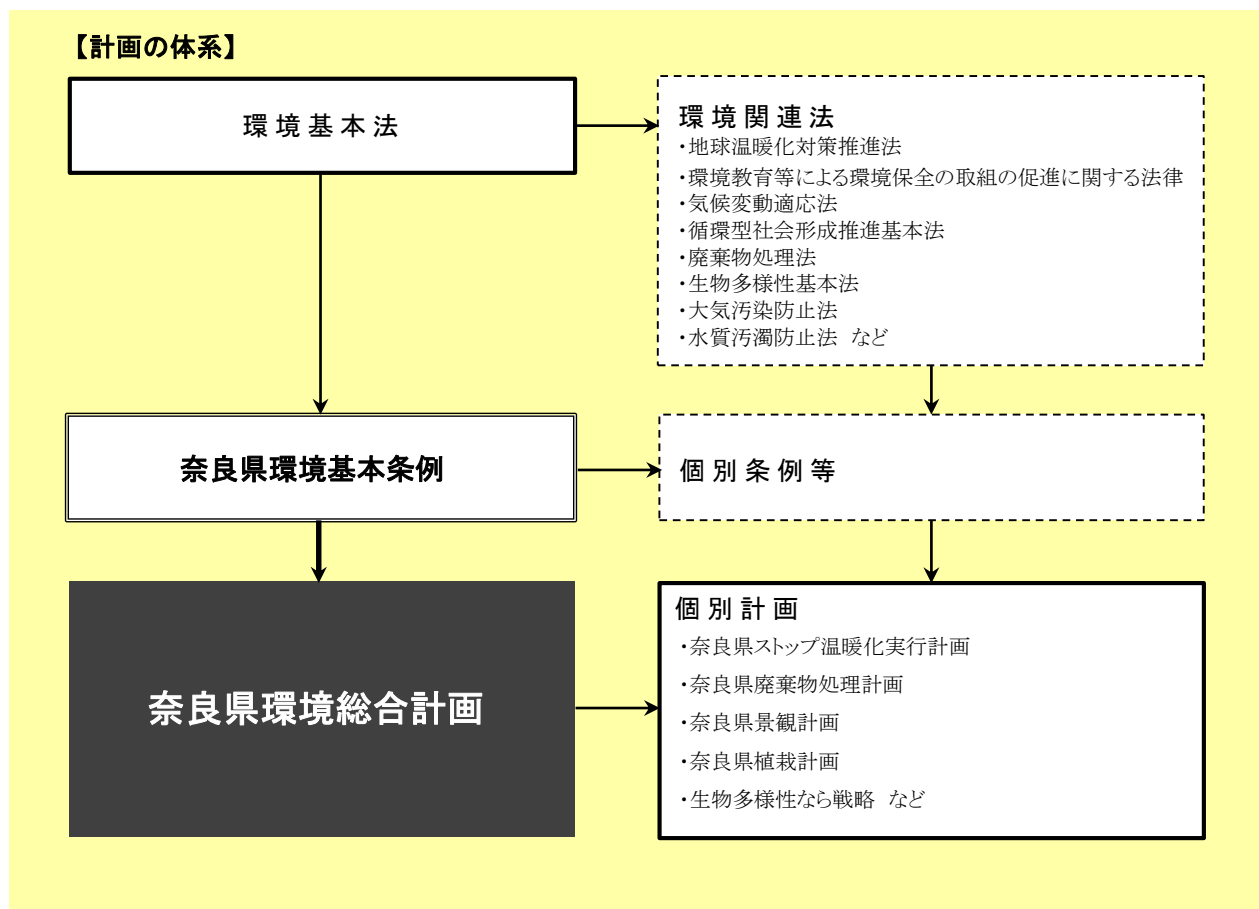
令和3年〇月

奈良県

I 計画の基本的事項

・奈良県環境基本条例第10条に規定する基本計画であるとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に規定する地方公共団体実行計画(区域施策編)、気候変動適応法第12条に規定する地域気候変動適応計画、及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に規定する行動計画として策定します。

・本計画は、社会経済情勢の変化に対応しつつ、誰もが安心して快適に暮らすことのできる持続可能な地域づくりをより一層進めるため、景観・環境面から、県民、NPO、企業・団体、行政等の各主体が積極的な連携、協力のもと、中長期的に取り組む指針として示すものです。

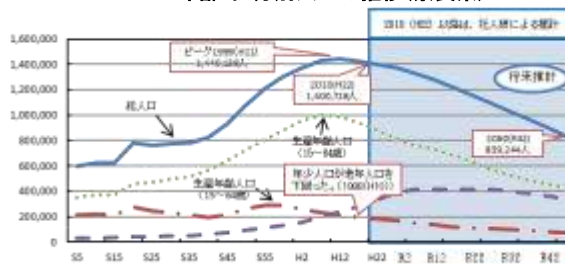


II 社会情勢の変化と環境との関わり

1. 人口減少・少子高齢化の進行

- 本県の人口は、令和2(2020)年1月現在で、約133万人であり、令和42(2060)年には約84万人まで減少すると予想されていますが、世帯の少人数化と世帯数の増加、高齢化の進展、ライフスタイルの変化等により、エネルギー消費やごみの排出など、一人あたりの環境負荷は増加する傾向にあると考えられます。
- 人口減少・少子高齢社会が進行していくなかでは、これまで以上に一人ひとりが環境保全の担い手としての意識を高め、地域の安全・安心の確保に大きな役割を果たす地域コミュニティの活力を高めていく必要があります。
- 農林業の担い手の減少・高齢化は、里地・里山の荒廃を招く要因となり、森林や農地による水質・大気浄化、洪水緩和などの公益的機能の低下を招き、森から里、里から川、川から海という森里川海のつながり・循環の中で、様々な悪影響を及ぼすことになります。また、野生動植物の生息・生育環境の劣化が生じることも懸念されます。

年齢3区分別人口の推移(奈良県)



出典：総務省「国勢調査」、
国立社会保障・人口問題研究所推計準拠

2. 地方創生の動き(「奈良新『都』づくり戦略2020」策定)

- 国においては、人口減少克服、地方創生の実現に向け、平成26(2014)年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、同年12月に、5カ年の政策目標などをまとめた「まち・ひと・しごと総合戦略(第1期)」(以下、「総合戦略」という。)を策定し、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立に向けて、様々な地方創生に向けた取組を進めてきました。この5年間の取組により一定の成果は認められるものの、引き続き、取り組むべき課題があると、令和元(2019)年12月に第2期の「総合戦略」を策定されました。
- 本県においても、県政の重要課題への取組と国の動きをマッチングさせるべく「奈良県地方創生本部」を平成26(2014)年8月に設置し、本県独自の地方創生に必要な政策分野を「住んでよし」「働いてよし」「訪れてよし」という3つの基本目標の下で体系的に整理した「奈良県地方創生総合戦略」(計画期間：平成27(2015)年度～平成31(2019)年度)を平成27(2015)年12月に策定し、地方創生の実現に向け、取組を進めてきました。これらの取組により、数値目標を達成するなど一定の成果が見られるものの、人口減少は続いており、引き続き、きめ細やかな取組が必要です。
- また、「もっと良くなる奈良」を目指すには、これまで着実に積み上げてきた土台を元手に、更に知恵と工夫を積み重ねることが必要であることから、令和2(2020)年2月に奈良県政発展の「目標と道筋」となる「奈良新『都』づくり戦略2020」を策定しました。
- この「奈良新『都』づくり戦略2020」によって示された「目標と道筋」を踏まえ、又国の第2期「総合戦略」も勘案しつつ、第2期「奈良県地方創生総合戦略」を令和2(2020)年3月に策定し、地方創生の取組をさらに推進することとしました。
- 地方創生を推進するなかで、本県の美しい自然景観等の地域資源を活用した持続可能な「きれいなまちづくり」が、これからの地域における重要な魅力要素になると捉え、奈良発の「地方自治の新しい形」である「奈良モデル(県・市町村の連携・協働)」により、県は、がんばる市町村とともに、重点的に推進しています。

Ⅱ 社会情勢の変化と環境との関わり

3. 健全な水循環の確保

- 水は雨が降って地下に浸透し、湧き出して川に流れ、海にたどり着きます。そして、蒸発して雲となり雨が降るというように循環を繰り返しており、その自然のサイクルの中で、あらゆる生物の命を育むとともに、私たちの生活や産業にとっても必要不可欠な貴重な資源となっています。
- 現在の水を取り巻く環境は、都市への人口や産業の集中と都市域の拡大、産業構造や生活様式の変化、過疎化の進行、近年の気象変化等を背景に、局地的豪雨の発生回数が増加したことによる都市型水害の増大、また平常時の河川流量の減少や水質の悪化等、様々な水問題が顕著になってきています。
- 奈良県においても、森林の機能低下や都市化進展に伴う保水力の低下、河川の水質悪化や豊かな水辺環境の減少、水需要の減少に伴う需給バランスの問題など、様々な水問題が発生しています。これらの問題は、降った雨が海にたどり着くまでの自然の水循環が損なわれていることに起因しており、その対応を早急に行わなければなりません。
- そのため、これまでのように治水対策、水資源対策、農林漁業対策、環境保全対策など、それぞれの行政分野で対策を講じるのではなく、上流から下流まで流域全体を視野に入れた「水循環」という視点により、部局横断で一体的に取り組むことが必要です。
- とりわけ、上流対策としては、平成23(2011)年に発生した紀伊半島大水害を契機に、森林管理の重要性を改めて認識したことから、スイスの森林管理のあり方を研究し、本県の森林環境管理制度の枠組と方向性を定めた「奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例」を令和2(2020)年3月に制定しました。この条例に基づき、森林の4機能(森林資源生産、防災、生物多様性保全、レクリエーション)を高度に発揮させるため、適地適木の造林と適時適切な保育・伐採等に取り組むこととしています。



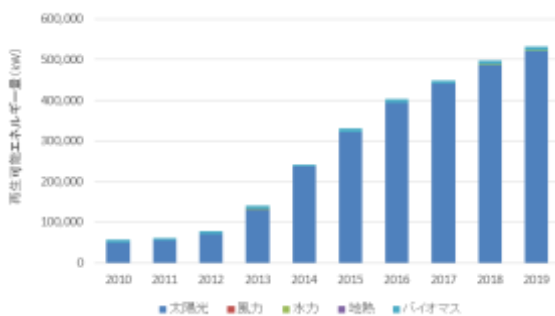
紀伊半島大水害の山地災害(天川村)

II 社会情勢の変化と環境との関わり

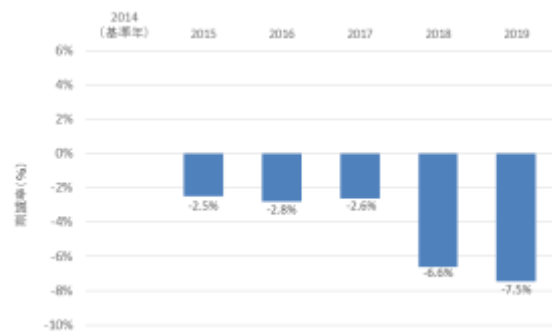
4. 「低炭素社会」から「脱炭素社会」へ

- 平成26(2014)年11月に公表された気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書では、地球温暖化の原因は、二酸化炭素をはじめとする人の活動に起因する温室効果ガスの増加によるものとされ、その翌年にフランスのパリで開催されたCOP21(国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議)においては、「産業革命前からの気温上昇をより十分低く保つとともに、1.5度に抑えるよう努力する」ことを目的とする「パリ協定」が採択されました。また、平成30(2018)年10月に開催されたIPCC総会で承認・受諾された特別報告書では、将来の気温上昇を1.5度に抑えるためには、2050年前後には二酸化炭素排出量を正味ゼロとしなければならないことなどが示されています。
- 国においては、令和元(2019)年6月に閣議決定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」において、最終到達点として「脱炭素社会」を掲げられたことから、温室効果ガスの削減に大胆に取り組むことが求められています。また、令和2年(2020)年10月の内閣総理大臣所信表明演説において、「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言されており、脱炭素社会に向けて総力を挙げて取り組むことが示されました。
- 本県では、東日本大震災を契機とする国のエネルギー政策の見直し、電力需給逼迫状況、及び紀伊半島大水害での教訓を踏まえ、平成25(2013)年3月に「奈良県エネルギービジョン」を策定して以降、再生可能エネルギーの普及拡大や省エネ・節電等に取り組んでいますが、「脱炭素社会」を目指し、さらなる二酸化炭素排出量の削減努力を追求していくことが必要です。

再生可能エネルギー設備導入量(奈良県)

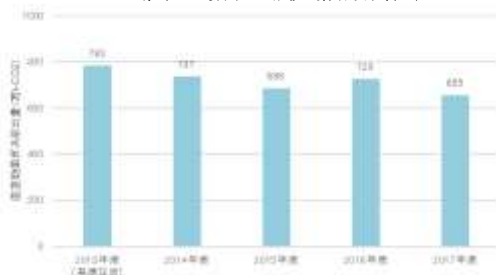


電力消費量削減率の推移(奈良県)



出典：省エネルギー庁

温室効果ガス排出量の推移(森林吸収含む)

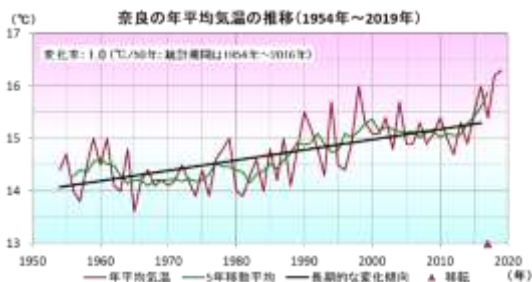


出典：環境政策課

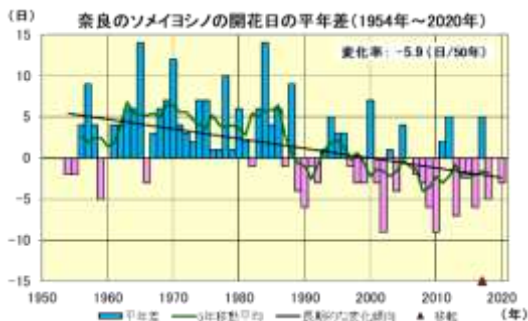
II 社会情勢の変化と環境との関わり

5. 気候変動への適応

- 近年の気象災害の激甚化は、地球温暖化が一因とされており、今も排出され続けている温室効果ガスの増加によって、今後、豪雨災害等の更なる頻発化・激甚化などが予測されています。また、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化により、自然災害だけでなく、食料、健康など様々な面で影響が生じることも予想され、将来世代にわたる影響が強く懸念されています。本県においても、過去50年間で平均気温が約1.0度上昇し、ソメイヨシノの開花時期の早まり、また、短時間強雨(1時間降水量30ミリ以上)の観測回数の増加など、私たちの身近なところにも気候変動の影響が現れてきています。
- 気温上昇を抑え、気候変動による影響を緩和していくため、これまで徹底した省エネの実施や再生可能エネルギーの導入など、温室効果ガスの排出抑制等の取組を進めていますが、同時に既に現れている影響や中長期的に避けられない影響による被害を回避・軽減する適応対策を進めることも必要です。
- 本県が実施した県民Webアンケート(令和2年8月)による「環境問題に関する意識調査」において、様々な環境問題の中でも、「気候変動の影響」への関心が約75%と最も高く、自然災害や水環境・水資源への対策を求める声が多く寄せられています。
- 温暖化対策は、今後より一層、国際社会が協調して取り組まなければならない地球規模の課題ですが、気候変動の影響は、気候、地形、社会条件等によってその内容や程度が異なるとともに、温暖化に適応することが地域づくりにもつながることから、地域が主体となって取り組むことが求められます。



出典: 奈良地方気象台

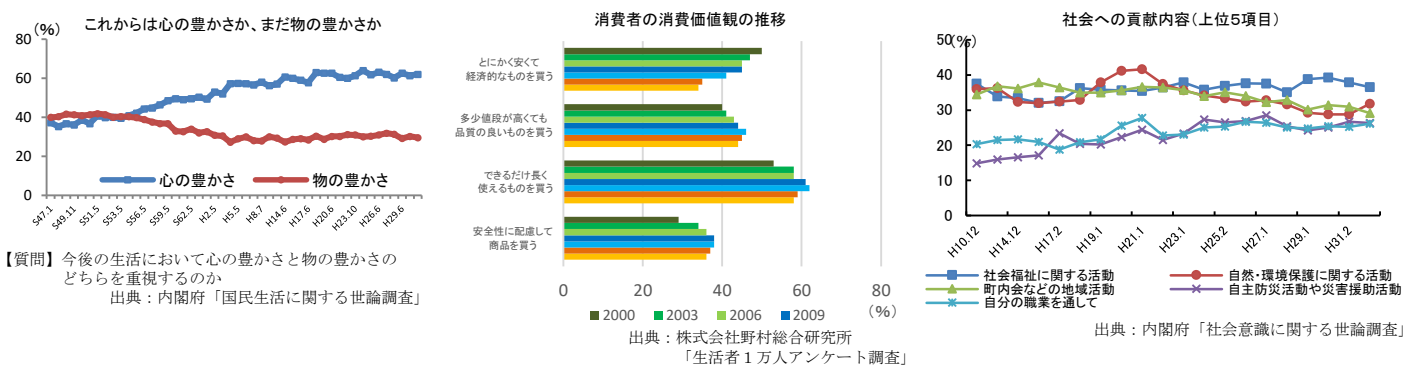


出典: 奈良地方気象台

II 社会情勢の変化と環境との関わり

6. 価値観や行動意識の変化

- 内閣府の世論調査において、物に関連する国民の意識については、物の豊かさより心の豊かさを重視する人の割合が大きくなっているなど、物の豊かさから心の豊かさへと変わってきています。さらに、物を買う際に、安さを重視する人の割合は減少傾向にあります。一方で、品質の良さや長く使えること等を重視する人の割合は長期的に増加する傾向にあるものの、直近データでは減少傾向も見られています。このような傾向に合わせて、これまで以上に、物や資源を大切にする環境に配慮した暮らしを促していくことが重要となり、「環境配慮」がモノ・サービスの高付加価値化につながるような工夫が必要となります。
- 内閣府の世論調査において、社会への貢献意識が高まり、「自然・環境保護に関する活動」への関心度が増加傾向にあることから、より一層、行政と地域が連携・協働する取り組みが求められます。人口減少や高齢化、核家族化などと相まって地域コミュニティの衰退が懸念されるなか、地域コミュニティに活力がある場合には、環境保全にも積極的に取り組まれることが多くなることから、地域コミュニティの活性化と環境保全の取り組みの好循環を創り出すことが必要となります。



7. SDGsへの取組

- 2015年9月の国連サミットにおいて、豊かさを追求しながら地球環境を守り、そして「誰一人取り残さない」ことを掲げ、環境保全、経済活動の発展、社会の向上を統合的に実現するための世界共通の普遍的な目標として、「持続可能な開発目標」(SDGs:Sustainable Development Goals)が採択されました。その後、国においては、総理大臣を本部長とする「SDGs推進本部(2016年5月設置)」で策定した「SDGs実施指針」及び具体的施策を取りまとめた「SDGsアクションプラン」に基づき、その推進に取り組んでいます。国全体で持続可能な社会を構築するためには各地域が持続可能な社会であることが必要であり、個々の地域レベルでの積極的な取組が求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界経済に甚大な影響を与えるとともに、人々の行動意識に対して大きな変化をもたらしています。例えば、テレワーク、オンライン教育やウェブ会議システムの利用などが急速に進み、これらは移動等に伴う二酸化炭素の排出を削減しうるものであり、また働き方や学び方の改革にもつながり、新型コロナウイルス感染症の収束後にあっても、引き続き積極的に活用していくことが期待されます。2020年4月に国際エネルギー機関(IEA)が公表したレポートでは、世界の2020年のエネルギー起源の二酸化炭素排出量は前年比で約8%減少すると見通しています。このコロナ禍の影響による二酸化炭素排出量の減少などを一時的なものとするのではなく、今後も継続させ、経済回復と同時に進める必要があります。

Ⅲ 基本理念と施策体系(7本柱)

1. 計画期間

- ・計画の期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5カ年とする。

2. 基本理念

本計画では、これまで着実に積み上げてきた土台を元手に、「もっと良くなる奈良(きれいな奈良県づくり)」の実現に向け、奈良ならではの美しい景観や持続可能な社会を構築するため、本県独自の事業推進スキーム「奈良モデル※」による施策・事業の一層の推進を図るとともに、多様な主体が連携・協働する“オール奈良”による全県的な実践活動が展開され、これらの取り組みが「きれいに暮らす奈良県スタイル」として定着することを目指して、計画の基本理念を次のように定めます。

「豊かな自然と歴史との共生、美しい景観と持続可能なくらしの創生」

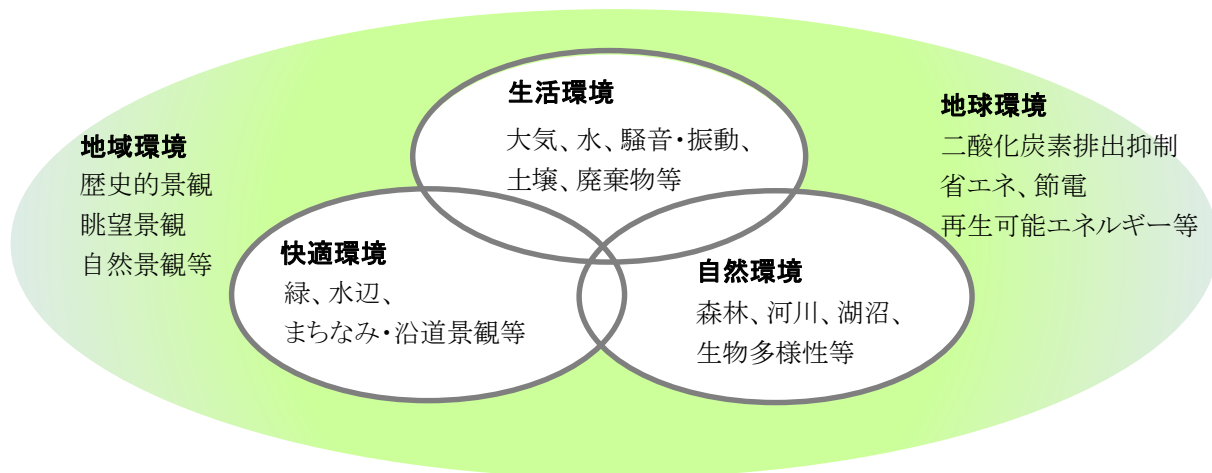
～愛着と誇りの持てる「きれいに暮らす奈良県スタイル」の推進～

※「奈良モデル」とは

質の高い行政サービスを提供し、行政を効率的に運営するために、県と市町村または市町村同士の連携・協働について、奈良県にふさわしいあり方を検討し、実現する取り組みのこと。

3. 計画の対象

本計画では、大気、水、騒音、廃棄物などの「生活環境」、森林、河川や生物多様性などの「自然環境」、身近な緑やまちなみなどの「快適環境」のほか、これらと相互に関連する「地域環境」や「地球環境」を対象とします。



Ⅲ 基本理念と施策体系(7本柱)

4. 環境像

～私たちが目指す奈良県の姿～

澄んだ空に、雄大な山並みと手入れの行き届いた森林の緑が映えます。山間部の自然は、きれいな空気をつくり出し、山々に蓄えられた水は、川から海へと、清らかで豊かな水流となって、人々を潤し、さまざまな生物を育てています。

大和青垣や大和三山などの山々は、里山・田園風景と相まって、都市の遠景となり、世界遺産や国宝などの歴史的建造物の背景となって、まほろばの国にふさわしい麗しいたたずまいを形づくっています。

まちなかは、花と緑にあふれ、歴史的風土と調和のとれた美しい都市景観と沿道景観に、住む人、訪れる人が和らぎを感じます。

人々は、ものや資源を大切に、地球環境に配慮する知恵や行動力にあふれ、これからの時代に求められる「きれいに暮らす」スタイルを追及、共有しながら、主体的かつ積極的に本計画が掲げる基本理念の実現に向けて取組み、多様な主体が連携・協働する“オール奈良”によって全県的な実践活動へと広がっています。



Ⅲ 基本理念と施策体系(7本柱)

基本理念及び環境像の実現に向けて、以下に掲げる施策(7本柱)により総合的かつ計画的に推進します。

(1)健全な水循環の構築

人々の暮らしや多様な動植物の生命の源である「清らかで豊かな水」を守り、育むため、森林環境の維持向上や生活排水の浄化等による水質の維持・改善、やすらぎと和らぎを感じることでできる水辺空間づくりなど、上流から下流まで流域全体を視野に入れた「水循環」という視点により部局横断で一体的に取り組むとともに、地域住民、団体、行政等の連携・協働を図りながら、環境と共存する持続可能な「健全な水循環の構築」を目指します。

重点的な取組として、上流域では、森林の有する国土の保全、自然環境の保全などの多面的機能をいかなる状況の下でも恒久的に発揮しつづける社会の実現に向けて、奈良県独自の新たな森林環境管理制度を推進します。また、下流域においては、大和川の水質の全国ワースト上位ランキングからの脱却を図ります。そのため、大和川の水質を、人々の暮らしや産業活動のあり方がそのまま連動して表れてくる“地域の環境を映す鏡”として捉え、上流域から中・下流域における多様な主体による広域的なネットワークにより、水質の改善に一層重点的に取り組むとともに、きれいな水辺環境づくりを目指します。

(2)景観の保全と創造

世界に誇る歴史文化遺産とともに、豊かな自然、田園・里山風景が広がる県内各地において、四季折々に彩られる景観を守りながら、国際的な歴史文化交流拠点「奈良県」にふさわしい景観を創り育て、未来につなげていきます。また、景観は地域の環境の要素が総合化された「見える環境」であり、これからの地域における重要な魅力要素になることから、本県の強みである歴史的景観などの魅力を一層高めるとともに、良好な都市景観を創出するための全県的な動きを生み出していきます。重点的な取組みとして、県内各地の特徴ある景観を有する一定の地域を「小庭(エリア)」として、県全体が調和のとれた「一つの庭」となるような植栽景観づくりを促進するとともに、奈良らしい魅力動線を創出するため都市・沿道景観の形成を目指します。

(3)脱炭素社会の実現

地球温暖化対策としては、その原因物質である温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」を着実に進めることに加え、既に起こりつつある、又中長期的に避けられない温暖化の影響に対し適切に対応する「適応策」を推進することが必要です。

気候変動を抑制するには、「2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指し、その排出を大幅かつ持続的に削減する必要があることから、温室効果ガス排出量の約94%を占める二酸化炭素の排出削減対策が重要な課題となっています。そのため、熱エネルギーや未利用エネルギーなどの再生可能エネルギーのさらなる利活用を図るとともに、「奈良の省エネスタイル」の推進・定着を促します。また、森林面積が県土面積の約8割を占める本県の特徴を活かし、二酸化炭素の吸収源となる森林の適切な整備・保全に取り組むことにより、産業の活性化を図り、持続可能な地域づくりを促進します。

また、本県においても、平均気温の上昇やソメイヨシノの開花時期が早まるなど、身近なところにも気候変動の影響が現れてきており、今後、自然災害や人々の健康など、将来世代にわたる影響が強く懸念されていることから、各分野の気候変動の影響への被害を回避・軽減する対策を検討・推進します。

(4)循環型社会の構築

「ものを大切にす」意識をさらに醸成しながら、廃棄物対策の取り組みを通して、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される循環型社会の構築を目指します。また、ごみを減らすことは、地域の生活環境だけでなく、景観や地球温暖化対策、生物多様性の保全など様々な環境課題に貢献できるものであり、「きれいに暮らす奈良県スタイル」構築のベースとなることから、県民一人ひとりが日々の暮らしのなかで、資源やエネルギーを大切にす「環境に配慮したライフスタイル」の促進を図ります。重点的な取り組みとして、食品ロス削減対策や海洋プラスチックごみ汚染対策のほか、これまで県と市町村が連携して推進してきた奈良モデルによる「ごみ処理の広域化」の取り組みを継続・発展させながら、これまで本県の地域特性に適した3R(リデュース・リユース・リサイクル)等を促進することにより、さらなる「ごみの減量化」に向けて、県民をはじめ多様な主体による積極的な実践活動の普及・拡大を図ります。

(5)安全な生活環境の確保

心身ともに健康で、快適・安全・安心な暮らしができるよう、私たちの身の回りを取り巻く生活環境(大気、土壌、騒音など)を保全するための対策を講じます。また、有害な化学物質の適正処理を促進するとともに、空間放射線量の常時監視や未だ発生メカニズムが解明されていない光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)に係る調査研究などの取組を推進します。

(6)生物多様性の保全

豊かな生物多様性の恵みを将来の世代に引き継いでいくため、「生物多様性なら戦略」に基づき、県民、NPO、事業者、教育・研究機関等と協働して良好な自然環境を保全します。また、絶滅のおそれのある希少な野生動植物の生息・生育環境の保全・再生に取り組むとともに、増えすぎた野生動物の適正な密度管理や外来種による生態系のかく乱や農林水産業等への被害防止の取り組みを推進します。

(7)人づくり・地域づくりの推進

景観・環境づくりを進めていくためには、一人ひとりが地域や組織において自主的・主体的に取り組み、地域コミュニティ活動としても定着・発展させていくことが求められます。そのため、奈良モデルによる取り組みはもとより、関係機関・団体、地域住民等と連携・協働しながら、イベント・講習会、ホームページなど様々な機会を通して、景観・環境づくりを促進するための啓発等の取り組みを推進します。また、景観・環境づくりに向けて、多様な主体が互いに連携・協力するパートナーシップの形成を促進することにより、参加と協働による取り組みを推進します。

「きれいに暮らす奈良県スタイル」推進プロジェクト

「きれいに暮らす奈良県スタイル」の具現化に向けての重点的な取り組みとして、本プロジェクトを位置づけ、奈良モデル及び多様な主体の連携・協働により、以下の3つの事業を推進します。

1. 「新たな森林環境管理」の推進

森林の有する国土の保全、自然環境の保全などの多面的機能をいかなる状況の下でも恒久的に発揮しつづける社会の実現に向けて、奈良県独自の新たな森林環境管理制度を推進します。

(1) 新たな森林環境管理体制の構築・推進

- 奈良県森林環境管理士・奈良県森林環境管理作業士の養成
- 新たな森林環境管理の調査研究
- 県・市町村連携による奈良県フォレスターの配置
- 新たな森林環境管理を推進する拠点施設の設置・運営
- 新規林業就労者の確保・育成・定着への支援
- 林業労働の安全衛生確保対策
- 伝統的な育林・伐倒技術の継承

成果・行動指標	現況値 R1	目標値 R7
奈良県フォレスターの任命者数	10人 (R2)	25人

(2) 森林施業の促進

- 施業放置林の解消
- 混交林化の推進
- 皆伐後の確実な再生林

成果・行動指標	現況値 R1	目標値 R7
混交林への誘導整備面積	0ha	220ha

2. 「大和川のきれい化」推進

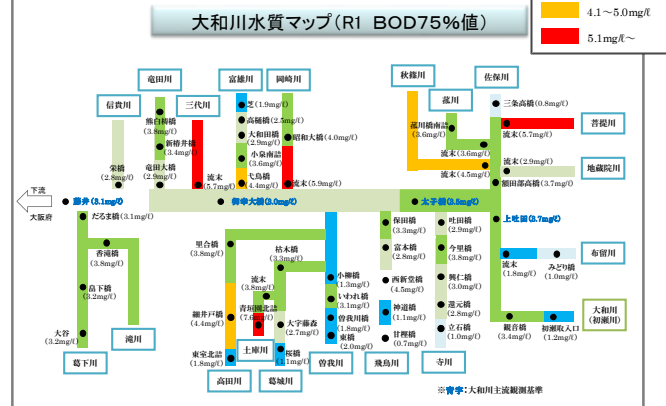
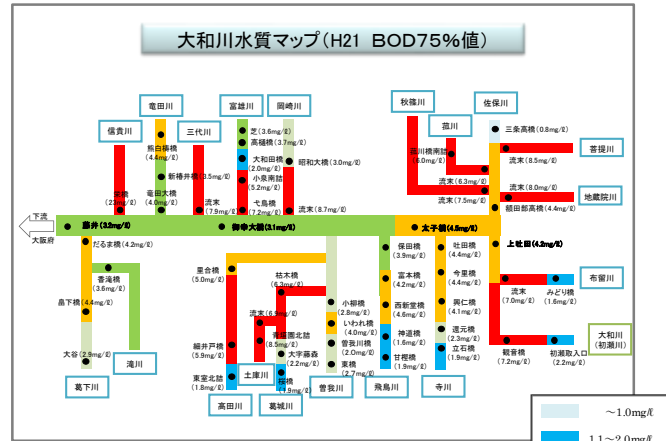
全国ワースト上位ランキングにある大和川の水質を“地域の環境を映す鏡”と捉え、流域の多様な主体による広域的なネットワークにより、水質の改善に一層重点的に取り組むとともに、きれいな水辺空間づくりを目指します。

(1) 清流復活への取組促進（全国ワースト上位ランキングからの脱却）

- 公共下水道整備・接続の促進
- 合併処理浄化槽の整備促進
- 合併処理浄化槽の適正な維持管理の促進
- 重点対策支川の対策促進
- 多様な主体の連携・協働による実践活動の促進
- 多様な主体による広域ネットワークの促進
 - ・協議会や地域団体等による連携・促進
 - ・水質の「見える化」による普及啓発
 - ・環境イベント等の実施(大和川一斉清掃、川の学校等)



大和川一斉清掃



成果・行動指標	現況値 R1	目標値 R7
環境基準達成率	90.5%	100% [全川(本川・支川)で環境基準値(BOD値)を達成]
汚水処理人口普及率(大和川流域)	89.3%	95.1%
大和川一斉清掃の参加人数	8,452人(H30)	10,000人(R6)

(2) きれいな水辺空間づくり

- 地域住民等と連携・協働する河川美化活動の促進(花の植栽、清掃・草刈り)
- 水辺の遊歩道や花壇等の整備、地域住民等による維持管理の促進
- 環境用水の導入促進(農業用水等の利活用)
- プラスチックごみの削減(3R促進、不法投棄・不適正処理の撲滅)
- 県民総監視による不法投棄対策

【水辺空間づくりの取り組み事例】



奈良の河川彩りづくり事業



地域団体・住民等による清掃

成果・行動指標	現況値 R1	目標値 R7
地域の河川サポート事業参加団体数	178団体	197団体(R6)

3. 「奈良らしい景観づくり」推進

本県の強みである歴史的景観などの魅力を一層高めるとともに、良好な都市景観を創出するため、県内各地の特徴ある景観を有する一定の地域を「小庭(エリア)」として、県全体が調和のとれた「一つの庭」となるような植栽景観づくりを促進するとともに、奈良らしい魅力動線を創出するための都市・沿道景観の形成を目指します。

(1) なら四季彩の庭づくり

○奈良県植栽計画の推進

- ・小庭(エリア)整備計画の推進(実施計画・施工・管理)
- ・がんばる市町村や団体等の支援・連携による事業推進
- ・地域住民等との連携・協働による持続可能な維持管理の促進
- ・新たな小庭(エリア)の選定、事業化促進
- ・類型別モデル事業推進(プロセス・成果の横展開)
- ・条例制定に向けた検討
- ・普及啓発
 - ・「なら四季彩の庭」HPでの情報発信(事業成果の見える化[ビフォー・アフター]等)
 - ・シンボルマークプレートの設置、情報誌の発行など



奈良県植栽計画
『一つの庭』のイメージ

【小庭(エリア)の整備事例】

彼岸花の名所再生(宇陀市 佛隆寺)



着手前



着手後



地域住民等との連携・協働

成果・行動指標	現況値 R1	目標値 R7
小庭(エリア)の整備着手数	51エリア	66エリア(R5)

(2) 都市・沿道景観の形成

○沿道環境の向上

- ・花緑による魅力動線づくり
- ・地域住民、地域団体等が連携・協働して実施する道路維持管理活動(植栽、草刈・清掃)への支援
- ・道路の無電柱化の推進(良好な景観形成や観光振興のために必要な道路等)(道路の無電柱化)

○広域幹線道路における屋外広告物の適正化の促進(「奈良モデル」による推進)

成果・行動指標	現況値 R1	目標値 R7
県管理道路の無電柱化事業着手延長	約17km	約19 km

【沿道における彩りづくりの例】



花壇整備(県実施)

4. 「循環型の生活スタイル」推進

「きれいに暮らす奈良県スタイル」構築のベースとして、資源やエネルギーを大切にする「環境に配慮した生活」への転換・普及に向けて、本県の地域特性に適したごみの広域・共同処理や3R(リデュース・リユース・リサイクル)を促進するとともに、地球温暖化防止対策として、「2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指し、再生可能エネルギーのさらなる利活用や省エネ等の推進・定着を図ります。

(1) ごみ減量化の促進

- 「ごみゼロ生活」の推進
- 食品ロス削減への対応
- 技術・研究開発の促進
- 事業者の自主的取り組みの促進
- ごみの排出抑制のための経済的手法の導入促進
- 各種リユース(再生使用)・リサイクル(再生利用)の促進
- 廃棄物系バイオマスの有効利用の促進
- 廃棄物利用の再生製品化・流通促進

成果・行動指標	現況値 R1	目標値 R7
一人1日あたりのごみの排出量 (一般廃棄物)	898 g/人・日	865 g/人・日
一般廃棄物のリサイクル率	16.2%	23.0%

(2) ごみの広域・共同処理の促進

- 一般廃棄物処理の広域化
- 広域・共同処理に併せた「ごみ減量化」及び「効率的なエネルギー回収」の促進

成果・行動指標	現況値 R1	目標値 R7
一般廃棄物処理施設数	21	15

(3) 不法投棄等の撲滅

- 県民総監視ネットワークの推進
- 悪質事案対策の強化
- プラスチックごみの削減(3R促進、不法投棄・不適正処理の撲滅)
- 使用済家電等の不適正処理対策の推進
- 県民参加型の環境美化活動の促進
- 不法投棄等の撲滅に向けた啓発の推進



「不法投棄ゼロ作戦」啓発ポスター(令和元年度)

4. 「循環型の生活スタイル」推進

(4) 地球温暖化防止対策の促進

- 温室効果ガスの排出削減
 - ・ 省エネ・節電等の推進
 - ・ 再生可能エネルギーの活用
- 二酸化炭素吸収源の整備
 - ・ 健全な森林の整備
 - ・ 県産材需要の拡大

成果・行動指標	現況値 R1	目標値 R7
温室効果ガス排出削減率 (基準年: H25)	16.3%減 (H29)	45.9%減 (R12)
年間電力使用量低減率 (基準年: H26)	7.4 %	3.5%を維持 (R3)※
再生可能エネルギー導入量	532,391 kW	584,000 kW (R3)※
施業放置林における混交林誘導 整備面積	0ha	220ha

V 施策・事業の展開

1. 健全な水循環の構築

(1) 現況・目標値(指標設定による評価)

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R1	目標値 R7	小施策	
奈良県フォレスターの市町村配置の状況の評価する指標として活用	奈良県フォレスターの任命者数	10人 (R2)	25人	新たな森林環境管理体制の構築・推進	
施業放置林の解消への取組を評価する指標として活用	混交林への誘導整備面積	0ha	220ha	災害に強い森林づくり	
清らかで安全な水環境を評価する指標として活用	水系毎の環境基準達成率 (達成箇所数/測定箇所数)	大和川水系	90.5%(19/21)	100%	水質の維持・改善
		淀川水系	46.4%(13/28)	100%	
		紀の川水系	100%(5/5)	100%	
		新宮川水系	55.6%(5/9)	100%	
生活排水対策の進捗を評価する指標として活用	汚水処理人口普及率	89.3%	95.1%		
水源の保水能力を評価する指標として活用	水源かん養保安林の面積	63,917 ha	68,831ha (R2)	水量の確保と保水力の維持・向上	
きれいな水辺空間づくりの取り組みを評価する指標として活用	地域の河川サポート事業参加団体数	178団体	197団体 (R6)	やすらぎの水辺空間の整備	
	大和川一斉清掃の参加人数	8,452人 (H30)	10,000人 (R6)		

(2) 小施策・事業体系

① 森林環境の維持向上

- <1>新たな森林環境管理体制の構築・推進(奈良県森林環境管理士・奈良県森林環境管理作業士の養成、県・市町村連携による奈良県フォレスターの配置など)
- <2>災害に強い森林づくり(施業放置林の解消、混交林化の推進、皆伐後の確実な再造林、森林計画制度等の運用、保安林制度の運用など)
- <3>持続的に森林資源を供給する森林づくり(森林境界明確化の促進、集約化設定及び森林経営計画の策定促進、計画的な集約化施業の促進、路網整備の推進など)
- <4>生物多様性が保全される森林づくり(混交林化の推進、森林病虫害の防除、希少動植物の保護、ニホンジカ生息密度の適正化など)
- <5>レクリエーションに利用される森林づくり(自然公園の保全・活用、森林・里山等における「四季彩の庭」づくり、森林環境教育の推進など)

1. 健全な水循環の構築

(2)小施策・事業体系

②水質の維持・改善

- <1>生活排水対策の推進(公共下水道整備・接続促進、合併処理浄化槽の整備・適正な維持管理の促進、下水処理施設の汚泥の減量化とエネルギー活用など)
- <2>大和川の水質改善(公共下水道整備・接続促進、合併処理浄化槽の整備・適正な維持管理の促進、多様な主体の連携・協働による実践活動の促進など)
- <3>清流吉野川の保全(公共下水道整備・接続促進、合併処理浄化槽の整備・適正な維持管理の促進、市町村等と連携した啓発活動など)
- <4>流域・地域と連携した水質保全対策の推進(国・市町村等と連携した水質監視、地域住民等と連携した河川清掃、奈良公園・周辺の魅力向上・環境改善など)
- <5>工場・事業場等の排水対策の推進(工場・事業場等への立入検査、農薬・化学肥料の適正使用の普及啓発、家畜排せつ物の適正管理の促進など)

③水量の確保と保水力の維持

- <1>森林の保水機能の維持・回復(施業放置林の解消、混交林化の推進、皆伐後の確実な再造林など)
- <2>都市・農村における保水力の向上(ため池の多面的機能の活用、農地の保水機能の保全、雨水貯留浸透施設の整備など)
- <3>環境用水の導入検討・促進(農業用水等の利活用の検討・促進)
- <4>瀬切れ対策の推進(吉野川の瀬切れの監視・対策)
- <5>ダムの弾力的運用(野川の水量確保対策)

④やすらぎの水辺空間の整備

- <1>川辺のまちづくり(地域住民等と連携した河川空間を軸としたまちづくりの促進、地域住民等による河川等の植栽や管理)
- <2>守水による里川づくり(地域住民等による河川等の植栽や管理、多様な主体の連携・協働による実践活動の促進など、「奈良県山の日・川の日」など環境イベント等の実施)
- <3>自然に配慮した河川整備(瀬や淵など自然な流れを基本とした河川整備、地域住民等による河川等の植栽や管理、)
- <4>多様な生物が見られる水辺づくり(水辺や護岸の緑化等による多自然型の河川環境づくり、ホタルの飛翔情報の提供)

2. 景観の保全と創造

(1) 現況・目標値(指標設定による評価)

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R1	目標値 R7	小施策
歴史文化交流拠点としての奈良県の魅力度を評価する指標として活用	小庭(エリア)の整備着手数	51エリア	66エリア (R6)	「なら四季彩の庭」づくり
	観光入込客数	4,421万人 (H30)	5,000万人 (R6)	歴史的景観の保全と活用
田園・里山の景観を守る取り組みを評価する指標として活用	担い手への農地集積率	17.5%	34.0% (R5)	田園・里山景観の形成と活用
都市景観の向上を評価する指標として活用	都市計画区域内人口1人あたりの都市公園面積	13.61m ² /人 (H30)	14.45m ² /人 (R4)	都市景観の創造
	県管理道路の無電柱化事業着手延長	約17km	約19 km	
	景観づくりのルールを締結する地区等の数	180地区	195地区 (R2)	
	馬見丘陵公園来園者数	111.2万人/年	120万人/年 (R6)	
自然景観を守る取り組みを評価する指標として活用	県土に占める自然公園面積の割合	17.2%	17.2%	自然景観の保全と再生

(2) 小施策・事業体系

① 「なら四季彩の庭」づくり	<1>奈良県植栽計画の推進(小庭(エリア)整備計画の推進、条例制定に向けた検討、普及啓発(「なら四季彩の庭」HPによる情報発信、シンボルマークプレートの設置)など)
② 歴史的景観の保全と活用	<1>歴史的景観の保全と活用(奈良公園・周辺の魅力向上・環境改善、県景観資産の登録・PR、歴史的風土保存の土地買入・管理、道路の無電柱化推進、滞在観光の推進など)
③ 田園・里山景観の形成と活用	<1>田園・里山景観の形成(荒廃農地の発生防止、農業の担い手支援の推進、農地及び農業用施設の保安全管理など)
	<2>田園・里山景観の活用(「歩く・なら」観光の推進、棚田の保全・活用など)
④ 都市景観の創造	<1>都市・沿道景観の形成(花緑による魅力動線づくり、道路の無電柱化の推進など)
	<2>憩いのある緑の空間の創造(都市公園の整備、公共施設等活用の花いっぱい運動など)
	<3>緑を育てる仕組みづくり(屋上緑化の促進、地域や各住戸での緑化の促進など)
	<4>市街地内農地の活用(生産緑地の保全、市民農園の活性化など)
	<5>住民による景観美化運動の展開(県民参加型クリーンアップ運動など)
⑤ 自然景観の保全と再生	<1>自然環境の保全(自然公園の保全、名勝や県自然環境保全地域の保全など)
	<2>自然環境の再生(春日山原始林、大台ヶ原、吉野山桜樹林等の保護・再生、ナラ枯れ対策など)
	<3>森林施業の促進(施業放置林の解消、混交林化の推進など)

3. 脱炭素社会の実現

(1) 現況・目標値(指標設定による評価)

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R1	目標値 R7	小施策
温室効果ガスの削減対策の進捗を評価する指標として活用	温室効果ガス排出削減率 (基準年:H25)	16.3%減 (H29)	45.9%減 (R12)	温室効果ガスの排出削減
	森林環境教育指導者養成研修受講者数	4,793人	6,400人	
	ストップ温暖化推進員の委嘱者数	201人	270人	
省エネ・節電の取り組みの進捗を評価する指標として活用	年間電力使用量低減率 (基準年:H26)	7.4%	3.5%を維持 (R3)	
再生可能エネルギー導入の進捗を評価する指標として活用	再生可能エネルギー導入量	532,391 kW	584,000 kW (R3)	
	木質バイオマスエネルギー利用量	46,127 t	59,000 t	
二酸化炭素吸収源となる森林整備の進捗を評価する指標として活用	施業放置林における混交林誘導整備面積	0 ha	220 ha	二酸化炭素吸収源の整備
	県民等の募金による植樹の本数	10,386本	11,000本	

(2) 小施策・事業体系

① 温室効果ガスの排出削減

<1>省エネ・節電等の推進(「奈良の省エネスタイル」の推進、エネルギーをかしこく使う取組の推進、環境にやさしい買物キャンペーンなど)

<2>再生可能エネルギーの活用(地域コミュニティ活性化などにつながる再生可能エネルギーの導入促進、小水力発電の導入支援、熱エネルギーの利活用推進、家庭・事業所等の自立分散型エネルギーの導入促進など)

<3>フロン対策等の推進(フロン類の適正な管理・回収・破壊の促進など)

<4>自動車等の移動発生源対策(次世代自動車の導入促進、移動ニーズに対応する公共交通の維持確保及び利用促進、広域自転車道整備等による自転車利用促進、交通円滑化対策など)

② 二酸化炭素吸収源の整備

<1>健全な森林の整備(施業放置林の整備促進、保安林制度の適切な運用、森林環境教育の指導者養成など)

<2>県産材需要の拡大(「奈良県地域材認証制度」による県産材の需要拡大、一般住宅での県産材の利用促進、公共施設等の木質化の促進など)

③ 気候変動への適応

<1>県内における気候変動影響への適応(各分野(農業・林業・水産業、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業経済活動、国民生活)毎の影響に適応するための対策の実施など)

<2>県民や事業者等の理解・周知(奈良県地球温暖化防止活動推進センターや奈良県環境県民フォーラムによる啓発活動など)

<3>適応の推進体制の形成(地域気候変動適応センターの設置検討など)

4. 循環型社会の構築

(1) 現況・目標値(指標設定による評価)

指標設定の趣旨	指標項目		現況値 H30	目標値 R4	小施策
ごみの減量化を評価する指標として活用	ごみの排出量	一人1日あたりのごみの排出量(一廃)	898 g/人・日	865 g/人・日※	廃棄物の排出抑制の促進
		産業廃棄物排出量	1,474千t (H27)	1,430千t※	
	認知度	食品ロス問題をよく知っている人の割合	37.4%	90%(R6)	廃棄物の循環的利用の促進
	リサイクル率	一般廃棄物	16.2%	23.0%※	
産業廃棄物		42.1% (H27)	42.1%※		
ごみ処理広域化の進捗を評価する指標として活用	一般廃棄物処理施設数		21	15	県・市町村の連携・協働(奈良モデル)による施策推進

※この目標値は、令和4年度に策定する県廃棄物処理計画により見直す予定です。

(2) 小施策・事業体系

① 廃棄物の排出抑制の促進	<1>「ごみゼロ生活」の推進(環境にやさしい買物キャンペーン、イベント等による情報発信など)
	<2>食品ロス削減への対応(消費者、事業者等への啓発など)
	<3>技術・研究開発の促進(排出事業者の研究開発・設備導入支援、環境カウンセラー派遣など)
	<4>事業者の自主的取り組みの促進(排出事業者の研究開発、設備導入への支援など)
	<5>ごみの排出抑制のための経済的手法の導入促進(家庭系ごみ処理有料化の促進など)
② 廃棄物の循環的利用の促進	<1>各種リユース(再生使用)・リサイクル(再生利用)の促進(個別リサイクル法の促進など)
	<2>廃棄物系バイオスの有効利用の促進(生ごみ、下水汚泥、食品残渣、廃材等のリサイクルなど)
	<3>廃棄物利用の再生製品化・流通促進(奈良県リサイクル認定製品の普及拡大など)
	<4>技術・研究開発の促進(排出事業者の研究開発・設備導入支援など)
③ 廃棄物の適正処理の推進	<1>排出事業者責任の徹底(建物解体工事等の適正実施の指導・啓発等の強化確保対策など)
	<2>優良処理業者の育成(優良処理業者認定制度普及、育成研修、電子 manifests 導入促進など)
	<3>産業廃棄物処理施設周辺の環境保全(水質・臭気等検査、監視パトロールの実施など)
	<4>有害廃棄物の適正処理の推進(アスベストやPCB等廃棄物の計画的処理の推進など)
	<5>ごみ処理施設の安定的確保(大阪湾フェニックス計画の推進など)
	<6>し尿等の処理対策の推進(し尿・汚水処理施設の整備促進など)
④ 廃棄物の不法投棄・不適正処理の撲滅	<1>県民総監視ネットワークの推進(団体等による不法投棄見張り番、地域環境保全推進員など)
	<2>悪質事案対策の強化(悪質事案に対する特別監視・指導の強化など)
	<3>プラスチックごみの削減(県内の河川から海にプラスチックごみを流さない取組の強化など)
	<4>使用済家電等の不適正処理対策の推進(使用済家電等の回収事業者への立入調査・指導等の強化など)
	<5>県民参加型の環境美化活動の促進(住民参加による道路・河川等の植栽・清掃等促進など)
	<6>不法投棄等の撲滅に向けた啓発の推進(「不法投棄ゼロ作戦」等による啓発活動の促進など)
⑤ 災害廃棄物処理対策の推進	<1>災害廃棄物処理の相互支援体制の整備(県・市町村等の情報共有、体制整備・更新など)
	<2>県災害廃棄物処理計画に基づく教育・訓練(市町村・関係機関等と連携する教育・訓練など)
	<3>市町村の災害廃棄物処理計画の策定促進(計画を策定する市町村への技術的支援など)
⑥ 県・市町村の連携・協働(奈良モデル)による施策推進	<1>一般廃棄物処理の広域化(ごみ処理広域化を推進する市町村への支援など)
	<2>災害廃棄物処理対策の推進(市町村・関係機関等と連携する教育・訓練など)
	<3>廃棄物の減量化・再生利用の推進(広域連携による効果・効率化の検討・促進など)
	<4>不法投棄・使用済家電等対策の強化(県・市町村連携による指導・監視など)

5. 安全な生活環境の確保

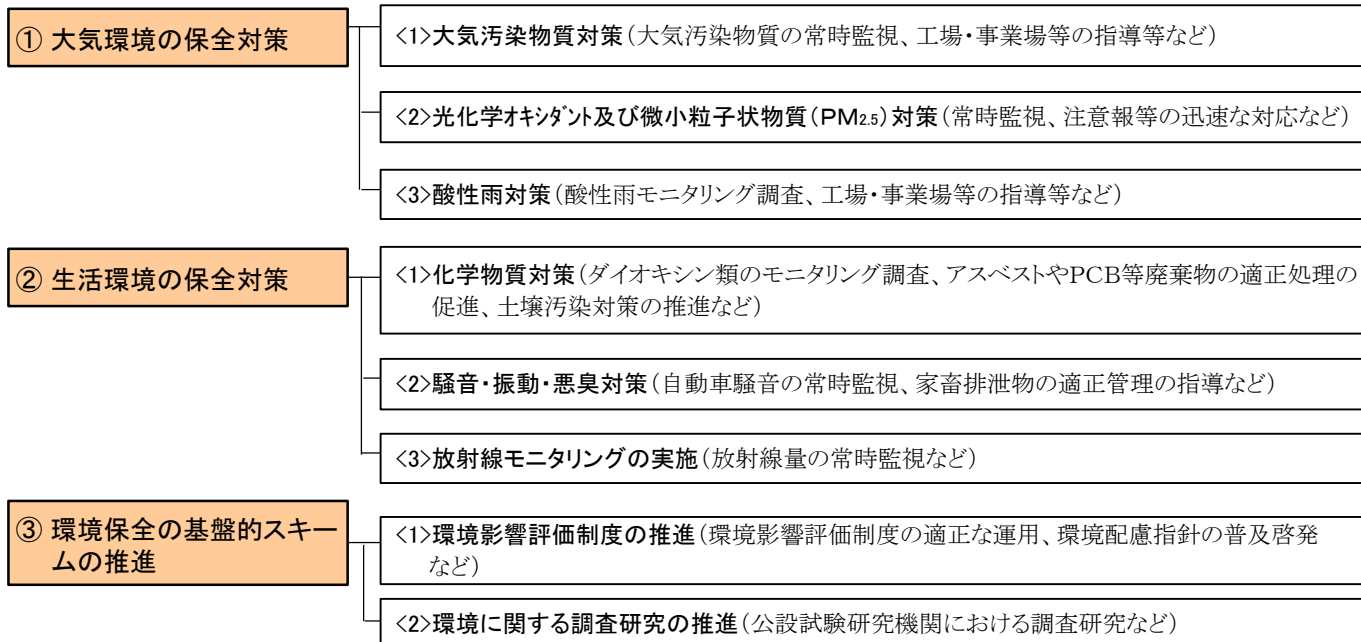
(1) 現況・目標値(指標設定による評価)

指標設定の趣旨()	指標項目	現況値 R1 ※1	目標値 R7	小施策
きれいな大気が保たれているかを評価する指標として活用	二酸化硫黄(SO ₂)	100%(11/11)	100%	大気環境の 保全対策
	二酸化窒素(NO ₂)	100%(12/12)	100%	
	一酸化炭素(CO)	100%(5/5)	100%	
	浮遊粒子状物質(SPM)	100%(14/14)	100%	
	光化学オキシダント(Ox)	0%(0/ 8)	測定数値に対する 迅速な対応、 情報提供を行う ※2	
	微小粒子状物質(PM _{2.5})	100%(9/9)		
生活環境の保全対策の状況を評価する指標として活用	ダイオキシン類の環境基準達成率	100%(8/8)	100%	生活環境の 保全対策
	公害苦情件数(騒音、振動、悪臭等)	160件	件数の減	

※1:()は、環境基準達成箇所数/測定箇所数

※2:数値目標の設定になじまないため、数値への対応を記載(ただし、実績値は評価する)

(2) 小施策・事業体系



6. 生物多様性の保全

(1) 現況・目標値(指標設定による評価)

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R1	目標値 R7	小施策
生物多様性保全の取り組みを評価する指標として活用	特定希少野生動植物の指定数 ※生物多様性なら戦略に基づく	12種	20種	生物多様性の保全と再生
	環境にやさしい農業シンボルマーク認証団体数	49団体	52団体	生態系サービスの持続可能な利用
	エコファーマー認証者数	912人	950人	
	「なら生物多様性ネットワーク」参画団体数	87団体	90団体	

(2) 小施策・事業体系

① 生物多様性の保全と再生	<1>重要地域の保全(自然公園法・県希少野生動植物保護条例等による規制・指導、普及啓発など)
	<2>野生動植物の保護と管理(新たな特定希少野生動植物の指定、天然記念物の保護、外来種防除の普及啓発、鳥獣保護区の指定など)
	<3>地域特性に応じた生物多様性の保全(春日山原始林、大台ヶ原、大峰山系などの森林生態系の保全・再生、施業放置林の整備促進、ナラ枯れ対策、荒廃農地の発生防止、環境に配慮した川づくりなど)
	<4>水循環の再生(農地の保水機能の保全、ため池の多面的機能の活用、雨水貯留浸透施設の整備、透水性舗装の推進、環境用水の導入検討・促進など)
	<5>地球温暖化への対応(「奈良の省エネスタイル」の推進、地域コミュニティ活性化などにつながる再生可能エネルギーの導入促進など)
② 生態系サービスの持続可能な利用	<1>農林水産業における取り組み(環境保全型農業の推進、県産材の利用促進など)
	<2>公共事業・地域開発・企業活動における生物多様性への配慮(環境影響評価制度の推進、公共事業における環境配慮、地域コミュニティ活性化などにつながる再生可能エネルギーの導入促進、公共施設等における環境配慮など)
③ 生物多様性を活用した地域の活性化	<1>希少野生動植物等の調査・保全活動を通じた地域の活性化(自然観察会や希少動植物の展示会の開催など)
	<2>生物多様性を活用した見所づくり(地域の食材や景観資源等を活かした新たな魅力づくり)
	<3>エコ・グリーンツーリズムの推進(農家民宿等の促進、体験交流型イベント実施など)
④ 生物多様性を支える基盤づくり	<1>県民意識の醸成(イベント等での情報発信など)
	<2>生物多様性の恵みにふれる機会の拡大(森林や川辺を利用した環境学習・体験の実施等)
	<3>多様な主体による連携・協働の促進(「なら生物多様性保全ネットワーク」の活動促進など)
	<4>生物多様性を支える拠点的功能の形成(調査研究、技術開発、教育普及等のセンター機能創設に向けた検討)

7. 人づくり・地域づくりの推進

(1) 現況・目標値(指標設定による評価)

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R1	目標値 R7	小施策
人材育成の取り組みを評価する指標として活用	奈良県フォレスターの任命者数	10人 (R2)	25人	環境を学ぶ機会づくり
	森林環境教育指導者養成研修受講者数	4,793人	6,400人	
	馬見丘陵公園花サポーター(花緑ボランティア)登録者数	49人/年	70人/年	
	ストップ温暖化推進員の委嘱者数	201人	270人	
歴史文化交流拠点としての奈良県の魅力度を評価する指標として活用	観光入込客数	4,421万人 (H30)	5,000万人 (R6)	環境への取組を通じた「地域づくり」の推進
県民・事業者・行政の積極的な取組と連携・協働を評価する指標として活用	景観づくり活動を実施している景観サポーター数	48人	50人	
	環境の保全を図る活動に関する地域貢献サポート基金補助事業数	29件	53件	
	環境をテーマにしたビジネスモデル認定件数	76件	88件	
	温暖化防止実行計画を策定した市町村の割合	56% (H30)	100%	

(2) 小施策・事業体系

① 環境を学ぶ機会づくり

<1>環境教育・学習の推進(環境教育・学習のプログラム開発、森林環境教育指導者など人材の育成と活用、花と緑に親しむ講習会など機会の提供など)

<2>啓発イベントの実施(森林や川辺を利用した環境学習・体験の実施、市町村等と連携した啓発イベントや環境教育の実施、奈良県地球温暖化防止活動推進センターや奈良県環境県民フォーラムによる啓発活動、「不法投棄ゼロ作戦」等による啓発活動の促進など)

② 環境への取組を通じた「地域づくり」の推進

<1>「きれいに暮らす奈良県スタイル」実践団体ネットワークの形成(推進組織の運営、参加団体間の連携・交流、行動計画・数値目標の共有・推進、優良実践者の表彰など)

<2>景観・環境の魅力化による新たな観光の創出(「歩く・なら」観光の推進、棚田の保全・利活用、景観と食材を生かした地域づくり、農家民宿等の促進、体験交流型イベント実施など)

<3>優れた歴史文化遺産を活用した景観・環境づくりの推進(奈良公園・周辺の魅力向上・環境改善、景観資産の登録・PR、歴史的風土保存の土地買入・管理、道路の無電柱化推進、滞在型観光の推進など)

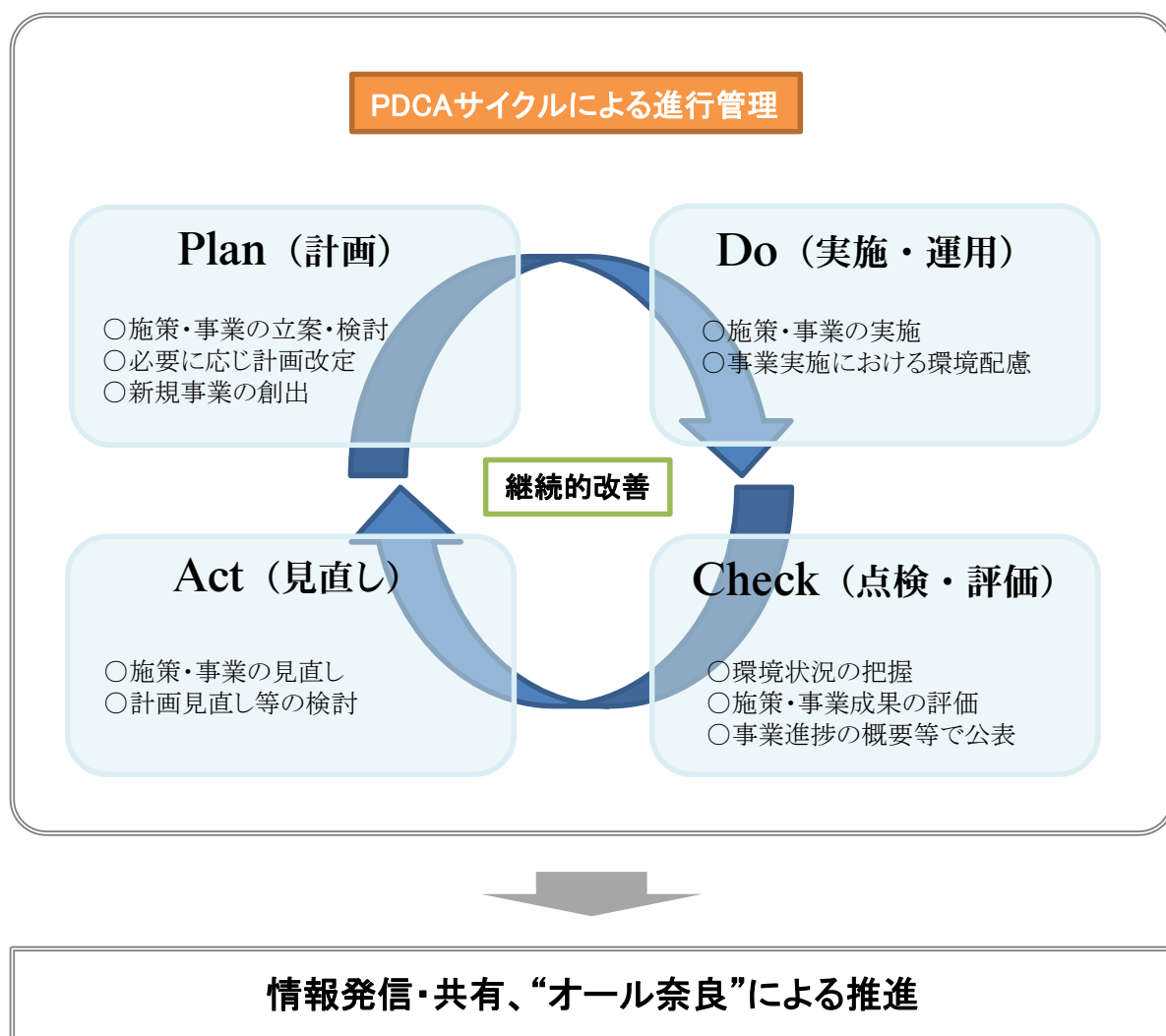
<4>自然とのふれあいを通じた地域の活性化(奈良県フォレスターの育成、森林環境教育指導者の養成、農家民宿等の促進、体験交流型イベント実施など)

<5>関係団体等の自主的・主体的な活動の促進(奈良県地球温暖化防止活動推進センターや奈良県環境県民フォーラムによる啓発活動、多様な主体の連携・協働による実践活動の促進、県・市町村の率先行動の推進、県民参加型クリーンアップ運動、地域住民等による道路・河川等の植栽や管理、サポーター・ボランティアとの協働など)

VI 計画の進行管理









計画の推進にあたっては、社会情勢の変化や施策・事業の成果を定期的に把握・評価し、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。そのため、計画の進行管理は、環境マネジメントシステムの考え方(PDCAサイクル)に基づき、計画の策定(Plan)、事業の実施・運用(Do)、実施状況等の点検及び評価(Check)、事業内容の見直し(Act)の一連のサイクルにより実施します。

計画の進捗状況等は、市町村、関係機関・団体等との情報共有を図り、奈良県環境審議会をはじめ各分野における協議会など様々な機会を活用して検討・評価するとともに、広く県民への情報提供に努めます。






参考(奈良県環境総合計画におけるSDGsの位置づけ)





I. 健全な水循環の構築

1. 森林環境の維持向上		   
	水質の維持・改善	
2. 清流の保全と復活	水量の確保と保水力の維持・向上	   
	やすらぎの水辺空間の整備	

II. 景観の保全と創造

1. 「なら四季彩の庭」づくり	  
2. 歴史的景観の保全と活用	
3. 田園・里山景観の形成と活用	
4. 都市景観の創造	
5. 自然景観の保全と再生	

III. 脱炭素社会の実現

1. 温室効果ガスの排出削減	   
2. 二酸化炭素吸収源の整備	
3. 気候変動への適応	

IV. 循環型社会の構築

1. 廃棄物の排出抑制の促進	   
2. 廃棄物の循環的利用の促進	
3. 廃棄物の適正処理の推進	
4. 廃棄物の不法投棄・不適正処理の撲滅	
5. 災害廃棄物処理対策の推進	
6. 県・市町村の連携・協働(奈良モデル)による施策推進	

V.安全な生活環境の確保

1. 大気環境の保全対策

2. 生活環境の保全対策

3. 環境保全の基盤的スキームの推進



VI.生物多様性の保全

1. 生物多様性の保全と再生

2. 生態系サービスの持続可能な利用

3. 生物多様性を活用した地域の活性化

4. 生物多様性を支える基盤づくり



VII.人づくり・地域づくりの推進

1. 環境を学ぶ機会づくり

2. 環境への取組を通じた「地域づくり」の推進

